

八幡町地区住民自治協議会規約

第一章 総則

第1条 （名称）

この会は八幡町地区住民自治協議会（以下、「協議会」という）と称する。

第2条 （目的）

この協議会は、伊賀市自治基本条例の趣旨に従い、八幡町地区を住み良い地区にするため、住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、八幡町地区まちづくり計画（以下、「まちづくり計画」という）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

第3条 （所在地）

協議会の事務所は三重県伊賀市八幡町3192番地の1 八幡町市民館内とする。

第4条 （活動の範囲）

協議会の活動範囲は八幡町地区内とする但し、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

第5条 （事業）

この協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）健康・福祉活動
- （2）環境保全・緑化活動
- （3）人権・教育・文化・スポーツ活動
- （4）伊賀市、八幡町自治会、八幡地区で活動する団体との協働事業
- （5）伊賀市と協定を結ぶまちづくりに関する基本協定書に関する業務
- （6）その他第2条の目的を達成するために必要な事業

第二章 会員

第6条（会員）

協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- （1）八幡町地区に居住する住民（または在勤する者）
- （2）自治会、部落解放同盟八幡支部
- （3）八幡町地区に所在する事業所
- （4）その他会長が必要と認める者

第三章 組織

第7条 （役員）

役員の選出は第6条（2）による選出母体から選出する。役員の役職については選出者の互選により選出し、総会において承認を得る。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）会 計 1名
- （4）部会長 各部会に1名
- （5）事務局長 1名
- （6）監 事 1名

2 事務局員事務員

事務局事務員は、会長が委嘱する。

第8条 （役員の任務）

- （1）会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- （2）副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- （3）会計は、協議会の会計事務を処理する。
- （4）監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し総会に監査報告を行う。
- （5）事務局長は、協議会の事務を統括する。
- （6）事務局事務員は、事務局長を補佐する。

第9条 （役員の任期）

役員の任期は2年を1期とし再任は妨げない

欠員が生じた場合は選出母体より補欠役員を選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第四章 機関及び会議

第10条 （機関及び会議）

協議会の活動を具体的に推進させるために、次の期間及び会議を置く。

- ① 総会 ② 役員会 ③ 運営委員会 ④部会

第11条 （総会）

- 1. 総会は役員、運営委員会委員、部会員（以下「委員」という）をもって構成し本協議会最高の議決機関である
- 2. 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は臨時総会を開催することができる。

3. 総会は会長が招集し、定期総会では次の事項を審議・決定する。
地域まちづくり計画の報告、事業報告、会計報告、事業計画案、予算案、役員承認、その他重要事項

第12条（役員会）

役員をもって構成し、会長が必要と認めたときに開き、協議会の企画、運営にあたる。

第13条（運営委員会）

運営委員会は、役員及び部会長、副部会長を以て構成し、総会に次ぐ議決機関である。

運営委員会は、会長が招集する。

会長は、運営委員会の議長を務める

会長が必要であると認める時、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第14条（部会）

1. 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき、目的を達成させるために、次の部会を置き事業を行う。
 - ① 健康・福祉部会
 - ② 人権・教育・まちづくり部会
 - ③ 美化・防災・交通安全部会
 - ④ ソレイユ（soleil）部会
2. 部会員は、協議会の趣旨に賛同しその活動に参加する者で、運営委員会において確認された者とする。
3. 部会には、部会長及び副部会長を置く。
4. 部会長及び副部会長は部会委員の中から選出する。
5. 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
6. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
7. 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。
8. 部会長は、必要があると認められるときは、部員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
9. 部会間の調整は、部会相互の協議により協力する。

第五章 会計

第15条（会計）

1. 協議会の運営に関する経費は、会費、交付金、補助金、その他の収入を以て充てる。
2. 協議会の会費は、会員から会費を徴収することとする。ただし、徴収を開始する時

期および金額は別に細則で定めるこの細則は、運営委員会で定め総会の承認を受けなければならない。

3. 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第六章 規約の改正

第16条（規約の改正）

この規約を改正しようとするときは、総会において構成員の過半数の同意を得なければならない。

第七章 報酬等

第17条（報酬等）

協議会は役員、事務局員、及び労務提供者等に報酬を支給することができる。支給する報酬については、別に細則で定めるこの細則は運営委員会で定め総会で承認を得なければならない。

第八章 解散

第18条（解散）

協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

第九章 規則等への委任

第19条（規則等への委任）

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

この規約は平成29年12月10日から施行する。

この規約は平成31年4月1日から施行する。

この規約は令和3年4月1日から施行する。

この規約一部改正は、令和7年総会の日から施行する。